

「都城市債権回収等業務委託 公募型プロポーザル」に関する質問事項に対する回答

No	書類等	ページ	質問事項	回答
1	実施要領 様式第9号	P2-6-(8)	平均回収率40%の実績と記載されていますが、5団体は40%を超える実績を記載するという認識でよろしいでしょうか。	平均回収率40%以上の実績を有する地方公共団体が5団体以上必要ですので、お見込のとおりで差支えございません。
2	実施要領 様式第9号	P2-6-(8)	証拠書類について、契約書の写しは1部でよろしいでしょうか。業務実績に記載の全ての契約書の写しが必要でしょうか。	契約書の写しは1部で差支えございません。ただし、回収率の上位5団体分の契約書の写しのみ添付していただければ問題ありません。
3	実施要領	P6-11-(1)イ	提案限度額がいくらであるかご教示いただけますでしょうか。	提案上限成功報酬率（未収金回収実績額の25%）は設けていますが、提案限度額は設けていません。従いまして、「11 その他 (1)イ 見積金額が提案限度額を超えている場合」については不適當ですので削除します。
4	仕様書・別表1	P1-6	委託予定債権の詳細を、債権ごとにそれぞれご教示ください。 ①初回委託予定債権の件数・金額 ②すでに他の弁護士事務所やサービサー等に委託したことがある債権の件数・金額 ③未収発生から概ねの期間（3年未満、3年以上、5年以上等） ④連帯保証人・保証人の有無及び人数 ⑤連帯保証人・保証人は債務者同様、請求対象者という認識でよろしいでしょうか。	①移住給付金返還金：8件、19,300,000円及び学校給食費：30件、3,126,250円の予定です。 ②他の弁護士事務所やサービサー等に委託したことはございません。 ③内訳としましては、3年未満：22件、3年以上：30件、5年以上：11件となっています。 ④住宅家賃、退去者修繕費において連帯保証人がおり、合計9名います。 ⑤差支えございません。
5	仕様書	P2-8-(2)	①ア～ウの調査業務は、受託者（弁護士）判断の実施でよろしいでしょうか。	①受託者の判断で差支えございません。 ②イの家計の状況については、収入と支出の状況を聞

			②イ・ウについて、費用は委託者負担の認識でよろしいでしょうか。	き取り及び債務者から資料を提出してもらうことにより行っていただくものと考えていますが、それ以外に必要な費用がある場合は、委託者負担で差支えございません。ウについても、委託者負担で差支えございません。
6	仕様書	P2-8-(3)	「特に必要と認められるとき」とありますが、最終判断者は受託者（弁護士）でよろしいでしょうか。	受託者のみではなく、入念に協議を行い、双方了承の上、最終的に判断するものと考えています。
7	仕様書	P2-9-(1)-カ	①「遅滞なく」とありますが、月1回の報告でよろしいでしょうか。 ②報告書式は任意様式でよろしいでしょうか。指定様式の場合、あらかじめ確認することは可能でしょうか。	①差支えございません。 ②報告書については任意の様式で差支えございません。
8	仕様書	P3-9-(3)-ウ	領収書は、債務者から銀行口座振込であっても発行が必要でしょうか。	口座振込の場合においても、発行していただきたいと考えています。
9	仕様書	P3-9-(3)-オ	①「委託者が指定する日で締め」とありますが、具体的にいつでしょうか。月末でよろしいでしょうか。 ②「委託者が指定する期日までに納入」とありますが、具体的にいつでしょうか。翌月5営業日でよろしいでしょうか。 ③納入方法は、銀行口座送金でよろしいでしょうか。	①詳細については、委託者と受託者との協議により定めることとなりますが、差し支えないものと考えています。 ②①と同様に考えています。 ③差支えございません。
10	仕様書	P3-9-(4)-ア	①「翌月10日まで」を「翌月5営業日まで」に変更することは可能でしょうか。 ②「債権名」、「受任日」、「成功報酬額」の項目は必須でしょうか。 ③幣所のシステムでは、債権名、受任日等の記載が難しいため、貴庁にて管理されている番号やID等で代替いただくことは可能でしょうか。	①詳細については、委託者と受託者との協議により定めることとなりますが、差し支えないものと考えています。 ②「債権名」、「成功報酬額」については必須と考えています。 ③差支えございません。

No	書類等	ページ	質問事項	回答
11	仕様書	P3-9-(4)-イ	<p>①「回収不能であることを明示した報告書」について、判断は受託者（弁護士）の判断でよろしいでしょうか。</p> <p>②「完納に至らなかった・・・報告書」について、作成のタイミングはいつでしょうか。</p> <p>③上記の二つの報告書式は、任意様式でよろしいでしょうか。指定様式の場合、あらかじめ確認することは可能でしょうか。</p>	<p>①差支えございません。</p> <p>②債権放棄の要件に該当する場合は、その事由が判明した時点以後、最も早い回収実績報告のタイミング、それ以外については、契約終了時を考えています。</p> <p>③任意の様式で差支えございません。</p>
12	仕様書	P5-13	<p>①年何回を希望していますでしょうか。</p> <p>②オンラインの実施でもよろしいでしょうか。</p>	<p>①年1～3回を希望します。</p> <p>②差支えございません。</p>
13	実施要領	P2-6-(8)	受託・履行実績（平均回収率40%）の平均回収率40%とはどのような意味でしょうか。受託期間中の回収金額ベースの累計回収率という意味でしょうか。	受託した団体において、受託期間中の債権額における回収額の回収率ですので、お見込のとおりで差支えございません。
14	仕様書	P2-8-(2)-ア	滞納者の相続人調査（相続放棄・限定承認を含む）とありますが、死亡が判明した全ての債務者に対して行う必要があるのか、第何順位まで調べる必要があるのかご教示下さい。	税の滞納により既に相続人調査を行っている場合は除きますが、他に調査がなされていない場合は、対象とするものと考えています。相続放棄の状況に応じて、第3順位（兄弟姉妹）まで行っていただくものと考えています。
15	仕様書	P2-8-(2)-イ	滞納者の家計の状況の調査とは具体的にどこまでの調査を求めているのかご教示下さい。	滞納者及び他に世帯員がいる場合は、世帯としての収入および支出を調査していただきたいと考えています。
16	仕様書	P2-8-(2)-ウ	弁護士法第23条の2の規定により行うことができる調査とありますが、調査対象は何件あり、債務名義は取得されているのか。また、その費用（着手金等を含む）は10(3)に基づき、別途請求可能かご教示下さい。	現在、対象となる可能性があるのは2件であり、両名とも債務名義は取得しています。費用については、請求可能ということで差支えございません。

No	書類等	ページ	質問事項	回答
17	仕様書	P2-8-(3)	受託者は、委託者と協議の上、財産開示手続を申し立てるとありますが、調査対象は何件あり、債務名義は取得されているのか。また、その費用（着手金等を含む）は10(3)に基づき、別途請求可能かご教示下さい。	現在、財産開示手続まで検討している案件はございませんが、費用については請求可能ということで差支えございません。
18	仕様書	P2-9-(1)-エ	最終催告書（訴訟準備開始通知）を送付することとありますが、当該対象債権については全て訴訟の申し立てを行うという前提で宜しいのでしょうか。	当該対象債権の債務者で、最終催告書を送付したにも関わらず、納付又は相談もない者については、訴訟の申し立てを行うということで差支えございません。
19	仕様書	P3-9-(3)-ウ	未収金を収納した場合は、領収証を事業者名で発行することとありますが、収納口座に振込で収納した場合にも全て領収証を発行する必要があるのでしょうか。	口座振込の場合においても、発行していただきたいと考えています。
20	仕様書	P3-9-(3)-オ	委託者が指定する日で締め、～委託者が指定する期日までに納入することとありますが指定する日、指定する期日をご教示下さい。事前に日程により対応可否を判断する必要があります。	詳細については、委託者と受託者との協議により定めることとなりますが、受託者の都合に合わせることは差し支えないものと考えています。
21	仕様書	P3-9-(4)-ア①	債務者等の名称、債権名、受任日、納付額、受領日、未納残高及び成功報酬額が記載された回収実績報告書を作成とありますが、報告書は別表1委託予定債権一覧にある担当課、債権別に作成する必要があるのか、また、収納金の納入についても同様に区別する必要があるのか、また、通常の間合せ等については各所管課とではなく納税管理課で取り纏めて対応が可能かをご教示下さい。	詳細については、委託者と受託者との協議により定めることとなりますが、可能な限り、担当課毎に作成していただきたいと考えていますが、債権まで別にいただく必要はございません。 収納金については、区別していただく必要はございません。 通常の間合せ等については、納税管理課で取り纏めて対応致します。
22	仕様書	P3-9-(4)-イ① ②	①回収不能であることを明示した報告書の様式及び同様に②の完納に至らなかった債権の報告書については受託者の任意様式でよいかご教示下さい。また必要項目についてご教示下さい。	様式については、任意の様式で差支えございません。 債務者等の名称、債権名、納付総額、残額、今後の方針は、最低限必要であると考えています。